

中部運輸局鉄道部

令和元年7月8日



連絡先
中部運輸局鉄道部
監理課 鈴木、宮川、足木
TEL052-952-8030

鉄軌道事業者の旅客運賃の上限変更認可申請に関するパブリックコメントを実施します。（中部運輸局長権限事業者申請分）

鉄軌道事業者の旅客運賃の上限の変更について、本日までに各鉄軌道事業者から認可申請がありました。

当該申請事案について、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴き、審査の参考とするため、別添の要領にて御意見を募集します。

○鉄軌道事業者の旅客運賃の上限変更について

認可にあたっては、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査することとされています。

なお消費税は消費一般に広く負担を求める税であることから、消費税転嫁のみを行う事業者については、旅客運賃の引上げに当たって事業全体として108分の110以内の増収であることを前提として、利用者から見た運賃等のわかりやすさにも配慮しています。

○各鉄軌道事業者の運賃変更認可申請の概要

別表1 消費税転嫁の上限運賃変更認可申請事業者

別表2 消費税転嫁と併せた上限運賃変更認可申請事業者

○意見募集期間

令和元年7月8日（月）から令和元年7月21日（日）まで

○意見の提出先・提出方法

別紙1 「募集要領」参照

[参考]

○鉄道事業法（昭和61年法律第92号）

第十六条 鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「旅客運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

3～5（略）

○軌道法（大正10年法律第76号）

第十一条 軌道経営者ハ旅客及荷物ノ運賃其ノ他運輸ニ関スル料金（国土交通省令ヲ以テ定ムル料金ヲ除ク）並運転速度及度数ヲ定メ国土交通大臣ノ認可ヲ受クヘシ

2・3（略）

別表 1

【消費税転嫁の上限運賃変更認可申請事業者】

申請日	申請者名	改定率 (%)				実施 予定日	備 考
		定期外	定 期	料 金	合 計		
元. 7. 2	伊豆箱根鉄道株式会社	1. 706	2. 078	-	1. 852	元. 10. 1	
元. 7. 2	伊豆箱根鉄道 株式会社 (鋼索鉄道)	1. 468	-	-	1. 468	元. 10. 1	
元. 7. 2	岳南電車株式会社	1. 784	1. 826	-	1. 798	元. 10. 1	
元. 7. 2	大井川鐵道株式会社 (本線)	1. 591	1. 537	2. 508	1. 838	元. 10. 1	
元. 7. 2	大井川鐵道株式会社 (井川線)	1. 727	-	-	1. 727	元. 10. 1	
元. 7. 2	天竜浜名湖鐵道 株式会社	1. 847	1. 852	-	1. 849	元. 10. 1	
元. 7. 2	遠州鐵道株式会社	1. 681	2. 219	-	1. 850	元. 10. 1	
元. 7. 2	愛知環状鐵道株式会社	1. 805	1. 864	-	1. 828	元. 10. 1	
元. 7. 2	株式会社東海交通事業	1. 625	2. 144	-	1. 848	元. 10. 1	
元. 7. 2	名古屋ガイドウェイ バス株式会社	1. 238	3. 077	-	1. 808	元. 10. 1	
元. 7. 2	名古屋臨海高速鐵道 株式会社	1. 564	1. 824	-	1. 636	元. 10. 1	
元. 7. 2	愛知高速交通株式会社	3. 040	0. 000	-	1. 826	元. 10. 1	
元. 7. 2	明知鐵道株式会社	1. 903	1. 749	-	1. 842	元. 10. 1	
元. 7. 2	長良川鐵道株式会社	1. 851	1. 850	-	1. 851	元. 10. 1	
元. 7. 2	樽見鐵道株式会社	1. 754	1. 959	-	1. 829	元. 10. 1	
元. 7. 2	養老鐵道株式会社	1. 827	1. 854	-	1. 842	元. 10. 1	
元. 7. 2	伊勢鐵道株式会社	1. 660	1. 834	3. 207	1. 796	元. 10. 1	
元. 7. 2	伊賀鐵道株式会社	1. 753	1. 932	-	1. 850	元. 10. 1	
元. 7. 2	四日市あすなろう鐵道 株式会社	2. 490	1. 143	-	1. 852	元. 10. 1	
元. 7. 2	福井鐵道株式会社	1. 726	1. 857	-	1. 781	元. 10. 1	
元. 7. 2	えちぜん鐵道株式会社	1. 778	1. 853	-	1. 808	元. 10. 1	

注1. 料金については事前届出制となっています。

2. 改定率は小数点第4位を四捨五入したものを表示していますが、いずれの事業者も改定率の合計が108分の110以内となっています。

別表 2

【消費税転嫁と併せた上限運賃変更認可申請事業者】

申請日	申請者名	改定率 (%)				実施 予定日	備 考
		定期外	定 期	料 金	合 計		
元. 7. 2	静岡鐵道株式会社	21. 459	32. 930	-	25. 344	元. 10. 1	本格改定
元. 7. 2	豊橋鐵道株式会社	6. 660	5. 230	-	6. 095	元. 10. 1	本格改定
元. 7. 2	三岐鐵道株式会社	4. 035	9. 144	-	6. 875	元. 10. 1	本格改定

鉄軌道事業の旅客運賃上限変更認可申請に関する意見募集について

令和元年7月8日

国土交通省中部運輸局

鉄軌道事業の旅客運賃の上限の変更について、本日までに各鉄軌道事業者から変更認可申請がありました。

当該申請事案について、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴き、審査の参考とするため、下記の要領で御意見を募集します。

意見募集要領

1. 意見募集対象

鉄軌道事業の旅客運賃の上限変更認可申請

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載いたします。

3. 意見募集期間

令和元年7月8日（月）から令和元年7月21日（日）まで

※郵送の場合、募集期間内の必着とします。

4. 意見提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて御意見を提出してください。

なお、電話による御意見の受付は致しかねますので、御了承願います。また、FAXの場合、万が一不具合が生じた場合に対応できない可能性もありますので、①意見提出フォーム又は②郵送による御意見の提出を推奨します。

①電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細画面」の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

②郵送の場合

〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1
国土交通省中部運輸局鉄道部監理課 意見募集担当 あて

③FAXの場合

FAX番号 052-952-8086
国土交通省中部運輸局鉄道部監理課 意見募集担当 あて

5. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただきます。可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

6. その他

提出されましたご意見は整理の上、e-Govの「パブリックコメント（結果公表案件一覧）」欄に回答を掲出します。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

7. お問い合わせ先

国土交通省中部運輸局鉄道部監理課 意見募集担当
電話番号 052-952-8030